

さいたま市告示第672号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年4月10日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の1第1項の確認の辞退をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の辞退の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の20第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）
	名称	所在地※			
株式会社森のおうち	ナーサリールーム森のおうち	さいたま市浦和区常盤9-31-17 2階	令和8年3月31日	認可外保育施設	—
株式会社チャイルド・ピース	小鳩ナーサリースクール	さいたま市南区南浦和2-42-18	令和8年3月31日	認可外保育施設	—
医療法人社団一香会 あさか歯科医院	いちよう保育園	さいたま市緑区道祖土2-16-11 グレイスビル102号室	令和8年3月31日	認可外保育施設	—
鈴木 美咲	鈴木 美咲	(省略)	令和8年3月5日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
安藤 一美	安藤 一美	(省略)	令和8年3月16日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—